

令和5年11月17日

第5回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第5回総会議事録

1. 日 時 令和5年11月17日(金) 午後3時15分

2. 会 場 市民会館 501号室

3. 出席委員 24名

4. 出席の委員

1番	栗原 武弘	2番	佐藤 國夫	3番	柴山 栄重
4番	後藤 洋二	5番	中村 謙一	6番	野崎 俊幸
7番	山岸由美子	8番	浪岡 真澄	9番	曳地 正人
10番	油井 妙子	11番	菅野 秀夫	12番	菅野 善晴
13番	菱沼寿美恵	14番	渡邊 正芳	15番	安齋 昭通
16番	尾形 寅昭	17番	古関 恵子	18番	柴田 徳男
19番	武田 勇夫	20番	齋藤 貴裕	21番	半澤 幹夫
22番	阿部 哲也	23番	佐藤 裕一	24番	玉根 吉光

5. 欠席の委員 なし

6. 事務局の出席者

事務局 長	堀江 清一		
次長兼庶務係長	佐藤 邦彦	会計年度任用職員	渡辺 久美子
農地係長	阿部 三起夫	主 査	氏家 悠也

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 現況確認証明願出について
- 第6号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の取消願出について
- 第5号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第6号 許可の条件を履行したことの証明について
- 第7号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第8号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について

事務局長
会長
事務局長
議長
農地係長
議長
議長
農地係長
議長
農地係長
議長
議長
議長
議長
農地係長

ご案内の時間となりましたので、中村 謙一 会長よりごあいさつをお願いいたします。
(会長から開催に先立ちあいさつ)

それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出欠席委員の報告をお願いします。

本日、欠席の届出はございませんでした。

事務局より報告がありましたとおり、本日は定数24名に対し、24名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第25期、第5回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

6番：野崎俊幸委員、18番：柴田徳男委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の氏家主査を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日午後5時15分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご異議ございませんので、会期は本日午後5時15分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

【議案第1号から報告までを上程する。(82件)】

合計82件、令和5年11月17日提出、福島市農業委員会会長 中村 謙一 以上です。

議案第1号について事務局の説明を求めます。

議案書の2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転7件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件、区分地上権設定3件、計13件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

議長3番 (発言を求める。)

議長
3番
議長
3番

柴山委員 (発言を許可する。)

整理番号1番について説明いたします。譲渡人は相続しましたが農業をする意思がなく、譲受人が耕作している農地に近く、申請地を借り経営規模を拡大する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしく申し上げます。

議長
議長
農地係長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号3番、整理番号2番から5番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 油井委員（発言を許可する。）

10番 整理番号2番から5番の説明をいたします。整理番号2番ですが、譲渡人は体調不調のため耕作者を探していました。譲受人は自家消費のため大豆を栽培しておりましたが、今回申請地を所有権移転し新規営農を開始する案件です。整理番号3番、4番ですが、以前から申請地を耕作していましたが、正式に使用貸借権を設定する案件です。整理番号5番ですが、営農型発電に係る区分地上権設定の案件です。いずれも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 3ページ、区域番号5番、整理番号6番から8番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 整理番号6番から8番について説明いたします。整理番号6番ですが、譲渡人と譲受人は親子関係で、申請地を生前贈与する案件です。7番ですが、自作地続きで耕作利便のため所有権を移転する案件です。整理番号8番ですが、譲渡人が高齢のため耕作が難しく、譲受人は以前から申請地を耕作しており、自作地続きで耕作利便のため所有権を移転する案件です。区域協議会では許可相当と判断いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号9番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）

20番 整理番号9番について説明いたします。譲受人は自作地続きで耕作利便のため、所有権を移転する案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号10番から4ページ13番までの4件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番	<p>玉根委員（発言を許可する。）</p> <p>整理番号10番から13番について説明いたします。整理番号10番、11番の譲渡人は同じ申請者で、県外在住で高齢のため耕作が難しく、整理番号10番の譲受人は以前から申請地を耕作しており、所有権を移転し経営規模を拡大する案件です。整理番号11番は、自作地続きで耕作利便のため、所有権を移転する案件です。整理番号12番、13番ですが、営農型発電に係る区分地上権設定の案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から13番までの13件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案書の5ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の自己転用1件の許可申請で、市処分案件です。別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。</p> <p>区域番号7番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。</p>
議長 22番	<p>調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。</p>
議長	<p>議長22番（発言を求める。）</p>
議長 22番	<p>阿部委員（発言を許可する。）</p> <p>整理番号1番について説明いたします。転用目的は土地改良造成のための一時転用です。農地に水が溜まり営農に支障をきたすため土盛りをする案件です。周辺農地に影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声〕</p>
議長	<p>異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。</p>
農地係長	<p>議案書の6ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地の第三者転用で、所有権移転3件、賃借権設定4件、使用貸借権設定1件、計8件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。</p>

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
3番 議長3番（発言を求め。）
議長 柴山委員（発言を許可する。）
3番 整理番号1番について説明いたします。譲受人は建設業を営んでおり、露天資材置場及び駐車場が不足のため賃借権設定をする案件です。周辺農地への影響もなく、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号3番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
10番 議長10番（発言を求め。）
議長 油井委員（発言を許可する。）
10番 整理番号2番について説明いたします。太陽光パネルを設置し、上部空間では太陽光発電をおこない、太陽光パネルの下では有機大豆栽培をする営農型太陽光発電設備のための一時転用の案件です。周辺農地への影響もなく区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
14番 議長14番（発言を求め。）
議長 渡邊委員（発言を許可する。）
14番 整理番号3番から5番の説明をいたします。整理番号3番ですが、譲渡人の孫娘夫婦が分家住宅を建てる案件です。整理番号4番ですが、特定建築条件付土地及び道路後退敷地の案件で分譲2区画をつくる案件です。整理番号5番ですが、譲受人の自宅駐車場が不足のため所有権移転をする案件です。3件とも区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 7ページ、区域番号6番、整理番号6番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番 議長20番（発言を求め。）

議長 齋藤委員（発言を許可する。）
20番 整理番号6番の説明をいたします。高速道路の補強工事に伴う一時転用の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長 区域番号7番、整理番号7番及び8番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）
24番 整理番号7番、8番について説明いたします。営農型太陽光発電設備のための一時転用で、太陽光パネルの下では牛を放牧する予定です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）
14番 整理番号8番の転用面積は正しいですか。
議長 事務局、お願いします。
農地係長 転用面積ですが、営農型の場合は太陽光パネルの面積ではなく、支柱部分等の面積になります。

議長 渡邊委員よろしいでしょうか。
14番 わかりました。
議長 その他ございませんか。
私からの質問ですが、牧草と書いてありますが、牧草を刈り取るのではなく牛を放牧するのですか。

22番 議長22番（発言を求める。）
議長 阿部委員（発言を許可する。）
22番 牛を放牧する予定です。
議長 わかりました。
その他ございませんか。ないようでございます。
それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から8番までの8件、原案のとおり許可と決定いたします。
次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。
農地係長 議案書の8ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けたものについて、事業計画の期間が変更となったことによる変更承認申請で、計1件の市処分案件です。

申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。
 区域番号6番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長20番 議長20番（発言を求め。）
 議長 齋藤委員（発言を許可する。）
 議長20番 整理番号1番について説明いたします。西道路工事の工期延長に伴う、事業計画変更の案件です。区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。
 次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の9ページをご覧ください。議案第5号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。
 区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長3番 議長3番（発言を求め。）
 議長 柴山委員（発言を許可する。）
 議長3番 整理番号1番について説明いたします。10月20日に現地確認を行い、山林化していると判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
 農地係長 区域番号5番、整理番号2番の1件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
 議長19番 議長19番（発言を求め。）
 議長 武田委員（発言を許可する。）
 議長19番 整理番号2番について説明いたします。以前は桑畑として耕作していましたが、養蚕業をやめ耕作が放棄され既に山林化しており、現地確認の結果、耕作は困難と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
 「異議なし」の声

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 現況確認証明願出について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の10ページをご覧ください。議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、福島市長より農用地利用集積計画の適否について判断を求められた案件です。福島県農業振興公社への貸付分が4件、5,255㎡で、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく各要件を満たしているものと考えます。

11ページ、区域番号4番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求め。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 整理番号1番、2番について説明いたします。2件ともJAからの移行で、きちんと耕作をしており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号3番及び4番の2件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求め。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 整理番号3番、4番について説明いたします。借受人は地区内で水稻栽培しており、区域協議会では問題なしと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 議案書の12ページをご覧ください。議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

13ページ、区域番号3番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 油井委員（発言を許可する。）

10番 整理番号1番、2番について説明いたします。2件とも分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

14番 議長14番（発言を求める。）

議長 渡邊委員（発言を許可する。）

14番 整理番号3番について説明いたします。所有者の息子が分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

19番 議長19番（発言を求める。）

議長 武田委員（発言を許可する。）

19番 整理番号4番について説明いたします。所有者の息子が一般住宅を建てる案件です。区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号5番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 玉根委員（発言を許可する。）

24番 整理番号5番について説明いたします。所有者の娘が分家住宅を建てる案件です。周辺農地に影響もなく区域協議会では問題なしと判断しました。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、原案のとおり決定いたします。

議長 次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書14ページ、報告第1号から24ページ報告第8号は、議案書記載のとおりとなりますので、お読み取りください。

議長 最後に議長から、令和6年度 農業作業賃金・農作業料金標準額の設定について、経営近代化対策小委員会へ付託をいたしますので、安齋昭通小委員会委員長ならびに、小委員会委員の皆様には、区域協議会において事務局から説明した日程に従い作業を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

これで本日の議事を全て終了いたします。

会長代理 閉会のことばを尾形会長代理よりお願いいたします。

(会長代理より閉会の言葉)

慎重審議ありがとうございました。

これで、第5回総会を終了いたします。

(午後4時00分)

令和5年11月17日

これは、福島市農業委員会第5回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 中村 謙一

議事録署名人6番 野崎 俊幸

議事録署名人18番 柴田 徳男
